

# 京都市帝國大學經濟學會 經濟論叢

第 五 號 第 二 十 一 卷

大正四年十一月一日發行

## 論 叢

人間愛の起源……………教授 川村多實二

租税公正の實現難……………法學博士 神戶正雄

現象學的基本考察……………文學博士 米田庄太郎

## 時 論

關稅特別會議に就て……………法學博士 末廣重雄

勞働組合主義と集合契約……………法學博士 河田嗣郎

## 說 苑

金利と物價との相關關係に就て……………經濟學士 谷口吉彦

歐洲に於ける家産運動及び家産制度……………經濟學士 八木芳之助

スミスの植民地論教授の教を乞ふ……………經濟學士 長田三郎

## 雜 錄

生計調査より觀たる租税負擔……………法學士 沙見三郎

## 法 令

重要輸出品工業組合施行規則・輸出組合法施行規則

## 附 錄

本誌第十一卷乃至第二十卷論題索引

(禁 轉 載)

## 雜 録

生計調査より觀たる

租稅負擔

沙 見 三 郎

財産稅所得稅等の直接稅は、稅源を直接に捕へ、納稅者が同時に擔稅者たる事を原則としてゐるから、その負擔關係も比較的單純である。然るに砂糖消費稅酒造稅の如き間接消費稅にありては、稅源を直接に捕捉するを得ず、従つて納稅者が其の負擔を第三者たる消費者に轉嫁するを常とするが故に、問題は頗る複雑となる。納稅者即ち擔稅者たる所得稅財産稅に於ては、通常累進稅率主義が採用せられてゐる。擔稅者は、所得金額財産金額の大なるに従ひ、漸次高率の租稅を負擔せねばならぬのである。之

雜 錄 生計調査より觀たる租稅負擔

に反し、納稅者と擔稅者とが其人を異にしてゐる間接消費稅の場合にありては、擔稅者が果して如何なる負擔關係に立てりやは、稅法のみでは決定し難いのである。蓋し、間接消費稅の稅率が累進であらうが、比例であらうが、累退であらうが、それは單に納稅者の租稅納付の關係を規定するに止まり、擔稅者の事實上負擔する間接消費稅は、それとは全く異りたる狀況に定まつて行くからである。

各消費者が幾何の間接消費稅を負擔してゐるか、又その負擔額が消費者の所得金額と如何なる關係に立つかを調査するが爲めには、間接消費稅の納稅者たる生産者の側を觀るよりも、寧ろ擔稅者たる消費者の生計狀態を明かにせねばならぬ。此意味に於て、生計調査の結果がしばしば租稅負擔の研究に用ひられたのである。Engel, Neumann, Mombert, Gerold の生計調査は、その代表的のものである。就中 Neumann, Gerold の研究は此種の研究中の出色のものであるから、土方教授の紹介ありしに拘らず、そ

の大體を説明する。

二

Neumann は、信賴すべき家計簿七十六を選  
び、それを基礎として間接消費稅の負擔額を各  
消費者につき調査したのである。先づ彼は、間  
接消費稅の課稅物件たる(一)鹽 (二)砂糖 (三)コー  
ヒ (四)石油 (五)脂肪 (六)パン、麥粉、米 (七)煙  
草 (八)葡萄酒 (九)火酒 (十)麥酒 の消費量及び  
消費額を各家庭につき計算してゐる。この消費  
量及び消費額が明かとなれば、更に進んで、各  
家庭が此等課稅物件の消費に伴ひ幾何の間接消  
費稅を負擔してゐるか、證明せられるのであ  
る。

Neumann は、消費量消費額より間接消費稅  
負擔額を算定するに當り、納稅額の全體が消費  
者に轉嫁たるものと假定してゐる。但しパン、  
麥粉、脂肪の關稅については、景氣の變動に伴  
ひ、或は内地でその全部を負擔し又は内地と外  
國とでそれを共同負擔をする場合あるが故に、  
彼は、五〇%負擔の場合を最低とし一〇〇%負

擔の場合を最高とし二様の計算を施してゐる。

Neumann は、更に問題を進め、各消費者の  
負擔する間接消費稅額がその所得金額と如何な  
る割合に立つかを調べたのである。彼は、七十  
六の家計簿を所得の大小に應じて、八百麻以下  
の所得を有する家庭十三、八百麻乃至千二百麻  
の階段二十八、千二百麻乃至二千麻の所得階段  
に屬する家庭十八、二千麻乃至四千麻五家庭、  
四千麻乃至一萬麻五、一萬麻以上七と、都合六  
階段に分ち、各所得階段につき間接消費稅額と  
所得金額との割合を求めたのである。

Neumann の研究の結果を、八百麻以下の所  
得階段のみにつきまとめると、第一表を得る事  
が出来ぬ。

第一表

消費品	消費量	消費額	消費稅負擔額	
			絕對額	所得に對する割合%
鹽	四・九	三・五	二・八	〇・六
砂糖	九	三・五	〇・九	〇・七
コーヒ	六	六	一・三	〇・二

石油	壹	九・〇〇	一・九	〇・六
脂肪	七	二・一三	〇・五〇・九	〇・八〇・六
パン、麥粉、米	一五〇	二五	三・六一・七三	二・七〇一・五元
煙草	3/4	〇・九一	〇・一	〇・三
葡萄酒	—	—	—	—
火酒	不明	四・五	二・七	〇・七
麥酒	ハラツトル	四	〇・二	〇・三

第二表

Neumann は、第一表に示したるが如き研究を各所得階段につき、繰り返へしてゐる。第二表は、彼の研究の結果を包括的に示したる數字表である。

所得階段

間接消費税負擔の所得金額に對する割合(%)

所得階段	鹽	砂糖及びコーヒ	石油	煙草	酒類	パン、麥粉	脂	脂肪	合計
一萬麻以上	〇・〇三	〇・〇〇	〇・〇三	〇・三	〇・五	〇・二一〇・三	〇・〇一〇・三	・三二・六	
四千麻乃至一萬麻	〇・〇五	〇・〇三	〇・三	〇・八	〇・四	〇・三〇・三	〇・〇一〇・三	一・〇一・九	
二千麻乃至四千麻	〇・〇三	〇・〇三	〇・九	〇・八	〇・三	〇・元一〇・七	〇・〇六〇・三	一・六二・三	
千二百麻乃至二千麻	〇・元	〇・三	〇・元	〇・三	〇・元	〇・元一・九	〇・〇八〇・七	二・五二・七	
八百麻以上千二百麻	〇・元	〇・三	〇・七	〇・三	〇・七	一・元一・元	〇・二五〇・六	三・七二・五	
八百麻以下	〇・五	〇・七	〇・八	〇・三	〇・四	二・七五・元	〇・〇八〇・六	四・五二・元	

本表を見ると、煙草酒類を除き、間接消費税の負擔に共通せる一現象が存してゐる。所得金額が大なるに従ひ、消費税が所得に對して占むる割合の少くなつてゐる事が、これである。

而してこの累退的の趨勢は、各家庭の負擔する間接消費税の合計を算定する事によつて、明瞭に示されるのである。間接消費税負擔の最低の數字をとれば、八百麻以下の所得階段にては所

得の四・五一%を消費稅として負擔してゐるのに、所得階段の上るにつれ漸次その割合を減じ、遂に一萬麻以上の階段に至ると一・一三%の數字になつてゐる。更に、最高の數字についても、同様に累退の現象あるを見るのである。八百麻以下の所得階段の負擔する消費稅の稅率七・二八%に比較すると、一萬麻以上の所得階段の稅率一・二六%は、恰も六分の一に當つてゐる。注目すべき事實である。

Neumann は、更に上部シレジヤの家計簿四百五十及び瑞西の家計簿を利用して、同様の調査を施してゐる。茲にも同じく、累退の現象の存するを見るのである。

三

Neumann の門下 Gerloff は、その恩師の研究方法を繼承し、一層新しき且つ一層確實なる材料により、間接消費稅の負擔關係を明かにしたのであつた。Gerloff の調査方法を大約すると、次の如くである。

第一、調査主體は、合計千六十九の家庭であ

るが、其中より伯林市統計局調査にかゝる分八百八十九を除きたる殘餘百八十が、確實なる材料として専ら用ひられてゐる。この百八十の家庭は平均家族數四・二人である。最初材料を蒐集するに際し、獨身者の家計簿、多人數の家族を有する家計簿を除外したから、いづれの家庭の家族數もこの平均家族數と大差ないのである。百八十家庭の中で、勞働者は百六、他の七十四は教員及び郵便局事務員である。

第二、調査主體として、各家庭の收入支出の狀況を調べ、以て間接消費稅の負擔關係を明かにしたのである。

Gerloff は大體に於て Neumann の先例に基づき、所得階段を次の如くに分類してゐる。

四千麻乃至六千麻	九家庭
二千麻乃至四千麻	六一
千二百麻乃至二千麻	七六
八百麻乃至千六百麻	二九
八百麻以下	五

支出の方面として、特に間接消費稅の課稅物

3) Wilhelm Gerloff: Verbrauch und Verbrauchsbelastung kleiner und mittlerer Einkommen in Deutschland um die Wende des 19. Jahrhunderts (Jahrbücher für Nationalökonomie und Statistik 1908. S 1-44, 145-172)

件につき、その消費量、消費額及び租税負擔額を調べてゐる。即ち、各消費者が、(一) 糖 (二) 砂糖 (三) コーヒ (四) 石油 (五) 脂肪 (六) 肉 (七) 穀物 (八) 煙草 (九) 火酒 (十) 麥酒を幾何消費し、且つこれにより幾何の間接消費税を負担せりやを計算したのである。關稅の全額及び半額を、關稅負擔の最高最低とせし事は、Neumann の場合と同様である。尙砂糖消費税は、一〇〇キログラムにつき二十麻の場合と十四麻の場合があつたから、これ亦最低最高の二場合に分つたのである。

第三、研究方法については、伯林の八百八十九の生計調査は尋問様式により、其他の百八十八

の調査は「滿一ケ年の記帳様式」を採用してゐる。Gettel は、材料の吟味せられてゐる後者を専ら利用した、前者は單に補充的の意味に用ひられてゐるに過ぎない。

最後に、調査期間としては、千九百年乃至千九百六年が採用せられてゐる。但しニユルンベルグの材料は、特に正確なるものであるから、千八百九十九年二月一日に始まつてゐるに拘らず、例外的に採用したのである。

Gettel は、大體此方針に基き、間接消費税の負擔關係を研究したのであつた。第三表は、彼の研究の結果になる、各所得階段別の租税負擔割合を示したものである。

第三表

所得階段	一般直接税		間接消費税		租税負擔合計	
	絶対額(麻)	所得に對する割合(%)	絶対額(麻)	所得に對する割合(%)	絶対額(麻)	所得に對する割合(%)
四千麻乃至六千麻	100.00	4.00	100.00	3.48	200.00	5.48
二千麻乃至四千麻	50.00	1.48	25.00	1.81	75.00	3.29
千二百麻乃至二千麻	3.35	0.98	4.75	1.39	8.10	2.37
八百麻乃至二千麻	9.90	0.55	10.60	0.59	20.50	1.14
八百麻 以下	3.35	0.68	6.30	1.26	9.65	1.94

雜錄 生計調査より觀たる租税負擔

直接税の場合には、その税率が〇・四九%より〇・九五%、〇・七九%、一・八七%、四・〇〇%と所得階段の大となるに従ひ増加してゐる。直接税の累進的なるに反し、間接税負擔が累退的である事は、Neumannの場合と全く同じである。

四

Engel, Mombert<sup>4)</sup>の研究も、その結論に於てNeumann, Gerloffの生計調査と同様である。要するに、生計調査を基礎として租税の負擔關係を調査したる結果は、是を次の二つに要約する事が出来る。第一に、直接税を納めてゐない人も間接消費税を負担してゐるのである。これ、直接税の納税額のみを選挙人資格の標準とせし制限選舉が、遂に支持し難くなつた有力なる一理由である。第二に、所得税財産税等の直接税には専ら累進税率が行はれてゐるに反し、間接消費税の税率の進み方が寧ろ累退的なる事である。これ一方に於て間接消費税に本質的に伴ふ缺陷なると共に、他方にありては直接税の累進

税率主義を辯護する大事實である。

生計調査を利用して間接消費税の負擔關係を明かにした此種の研究は、常に重大なる或假定を置いてゐるのである。納税者の負擔せし間接消費税が、その課税物件と共に、其儘に擔税者に轉嫁すと云ふ事である。凡そ間接消費税が、生産者たる納税者の手を離れ最後に擔税者たる消費者の負擔に歸着する迄には、幾多の事情に支配せられ且つ影響せられるのである。第一に、課税物件そのものが、その納税者たる生産者より擔税者たる消費者にうつる間に、量的質的に變化するのである。更に、租税の前拂ひ後拂ひの金融關係、其他生産者と消費者との間に存する各種の經濟上の強弱關係に基き、或は課税額以上のものが生産者より消費者に轉嫁せられ、又は以下のものが消費者に負擔せられるのである。課税物件そのもの及び轉嫁の税額にかゝるの如き動搖が存するが故に、納税者の支拂ひし租税の恰も一〇〇%が其儘に擔税者に轉嫁すると假定する事は、可なりの冒險を伴ふのであ

4) Ernst Engel : Die Productions- und Consumtionsverhältnisse des Königreichs Sachsen. S 28-31.  
5) Paul Mombert : Die Belastung des Arbeitereinkommens durch die Kornzölle

る。材料及び方法を充分に吟味したる Mombert, Carlot の研究にも、此意味に於ては可なり批評の餘地が存してゐる。

かくの如く、生計調査により間接消費税の負擔を研究する事は頗る困難なる仕事であるが、その齎す所は頗る大である。然し、此種の研究が成立し得る爲めには、その前提として比較的完備したる生計調査が存在してゐなければならぬ。高野博士が二十職工の家庭につき生計調査を試みられて以來、我國でも可なり大規模なる且つ確實なる生計調査が續々發表せられてゐる。例へば、大阪市役所の「Cost of Living among Labourers in Osaka」、内務省衛生局の「東京市京橋區月島に於ける實地調査報告」、東京府内務部社會課の「東京市及近接町村中等階級生計費調査」、近くは協調會の「俸給生活者職工生計調査報告」に發表せられてゐる生計調査の如き、定めて巨額の經費と多大の苦心との結果になるものであらう。只遺憾な事には、我國に於て發表せられし此等の生計調査には——原表は知ら

ず——支出の分譯として單に消費物の價額のみが掲載せられ、その銘柄及び數量に關する記述が全然缺けてゐるのである。かくては、此等の消費物が納税者たる生産者の手にある時に果して幾何の間接消費税を負擔せしや、從つて各消費者は結局幾何の間接消費税を負擔せりや、更に進んで各消費者の所得金額と間接消費税の負擔との關係は如何なる状態にありや等の問題は、此種の生計調査より解決し得ないのである。

間接消費税の負擔關係を實證的に研究せんとする立場よりして、我國の生計調査が尙一層完全ならん事を望むのである。(三五、一〇、一〇)